

1月19日は町長選挙の投票日です

和寒町長選挙は1月14日告示され、1月19日に投票がおこなわれます。この選挙は、主権者である私たちが最も身近に町政に参加する機会であり、町民の意見を反映させるとても重要な選挙です。

有権者は、この選挙の重要性を認識し、棄権することなく候補者の主義・主張を充分見きわめ、自らの意思と判断によって貴重な1票を行使しましょう。

■投票所と投票所開閉時刻

投票区	投票所	投票所開閉時刻
1 和寒東	公民館恵み野ホール	午前7時～午後6時
2 和寒西	和寒町民センター	午前7時～午後6時
3 中和	中和地域センター	午前7時～午後6時
4 三和	三和地域センター	午前7時～午後6時
5 西和	西和地域センター	午前7時～ <u>午後5時</u>
6 福原	福原集会所	午前7時～ <u>午後5時</u>
7 大成	大成寿の家	午前7時～ <u>午後5時</u>
8 北原	北原地域センター	午前7時～ <u>午後5時</u>



★投票所閉鎖時刻は、午後6時（一部午後5時）となりますので、お間違えのないようご注意ください。入場券に投票所開閉時刻が記入されておりますのでご確認ください。

★投票日当日は市街地区・中和・三和地域で、午前7時（投票所開始時刻）と午後5時（閉鎖時刻1時間前）の2回、サイレンを吹鳴します。

■『期日前投票制度』をご利用ください

投票日当日、投票所で投票できないかたは期日前投票制度をご利用ください。手続きは簡単で印鑑も必要なく、入場券裏面の期日前投票宣誓書に必要事項を記入して期日前投票所（下表）にご持参いただくだけで投票ができます。

選挙区分	期日前投票のできる期間	日数	期日前投票のできる時間
和寒町長選挙	1月15日（水）から 1月18日（土）まで	4日間	午前8時30分から午後8時00分まで 町民センター 1階 町民研修室

■出稼ぎや町外に滞在中のかたは『不在者投票制度』を

出稼ぎや町外に滞在中のかたは滞在場所の市町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。不在者投票請求用紙に必要事項を記入し和寒町選挙管理委員会に提出ください。審査後、滞在場所へ投票用紙等を郵送し近くの選挙管理委員会で投票することができます。不在者投票の請求は、告示日（1月14日）前でもできますので、お早めに請求手続きをおこなってください。

■今回選挙の選挙人名簿に登録される有権者

年齢要件	住所要件		基準・登録日
平成6年1月20日までの出生者	平成25年10月13日までに 転入届を提出したかた	平成26年1月13日現在本町に住所を有し居住しているかた	平成26年1月13日

基準・登録日現在で、年齢、住所要件それぞれを満たしているかたが選挙人名簿に登録されます。

■入場券を忘れずに

投票には投票所入場券を持参してください。入場券を無くしたり忘れた場合は投票所で再発行できますので、申し出てください。（投票できますのでご安心ください）

■代理投票について

身体の障がいなどのために自分で候補者の氏名を書けないかたは投票所で「代理投票をしたい」と申し出てください。あなたに代わって選挙事務従事者が代筆をいたします。（期日前投票も同様です）代理投票は、秘密が守られますので安心して申し出てください。

■『郵便投票制度』について

身体に重度の障がいがあり投票所で投票できないかたが、自宅で自ら投票し郵便で選挙管理委員会に送付する制度です。下表の身体障がい手帳等の交付者が該当となります。また、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されているかたも該当となります。さらに、上肢又は視覚の障がいの程度が1級であるかた又は戦傷病者で上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症のかたで自ら投票の記載をすることができないかたについては、あらかじめ選挙管理委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは選挙管理委員会事務局へ問い合わせください。

(TEL 3 2 - 2 4 2 1)

両下肢、体幹、移動機能の障がい	身体障がい者手帳 1級または2級のかた
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	身体障がい者手帳 1級または3級のかた
免疫、肝臓の障がい	身体障がい者手帳 1級から3級のかた
両下肢、体幹の障がい	戦傷病者手帳 特別項症から第2項症のかた
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	戦傷病者手帳 特別項症から第3項症のかた
介護保険要介護状態区分	要介護5のかた

■開票時刻と場所

開票日	開票開始時刻	開票場所
1月19日（日）	午後7時	和寒町民センター3階 大集会室

和寒町選挙管理委員会・和寒町明るく正しい選挙推進協議会

民生委員・児童委員が改選 《悩みごとなどをお気軽に相談してください》

地域社会の福祉増進にご尽力いただいている民生委員児童委員の3年任期が満了し、昨年12月1日付けで、厚生労働大臣、北海道知事からの委嘱状伝達と本町の社会調査員の委嘱をおこないました。今後3年間、地域における福祉の向上や社会福祉施策へのご協力をお願いすることになります。生活上の問題や自立更生など悩みごとがありましたら、秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

■民生委員・児童委員名簿

任期：平成25年12月1日～平成28年11月30日【3年間】

NO	住所	氏名	電話番号	担当地区
1	東町	大石 多恵子	32-3219	恵みヶ丘自治会
2	南町	外山 秀男	32-2207	大通自治会
3	西町	山下 眞樹	32-4575	西町自治会
4	西町	佐藤 敏明	32-2254	仲町自治会
5	三笠	森本 岸子	32-2323	若草自治会（1～9班）
6	三笠	山住 トシ子	32-4046	若草自治会（10～15班）
7	三笠	森田 晴章	32-3031	かたくり自治会（西地区・東地区（2、3、12班））
8	三笠	本館 美智子	32-3420	かたくり自治会（東地区（1、4～11、13～16班））
9	南丘	酒井 唯夫	32-4045	中和自治会（旧塩狩・朝日・南丘・中和1～3） 三笠南自治会（旧三笠2）
10	中和	西川 とよ子	32-4109	中和自治会（旧中和5～6・川西） 三笠南自治会（旧三笠3）
11	菊野	大西 京子	32-3764	三和・菊野自治会
12	北原	嵯峨 哲次	32-3539	松岡・北原自治会
13	福原	牧 千秋	32-5007	西和福原自治会
14	大成	脇澤 幸男	32-3632	東山自治会
15	大成	出戸 鉄夫	32-3636	全地域〔主任児童委員〕児童問題専任
16	三笠	大場 栄子	32-4411	全地域〔主任児童委員〕児童問題専任